

鹿児島県公報

令和7年12月23日(火) 第680号の8



鹿児島県

発行鹿児島県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編集総務部学事法制課

定例発行日(毎週火, 金)

目次

(※については例規集登載事項)

ページ

規則

○鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則等の一部を改正する規則(※)(人事課取扱い) 1

規則

鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第81号

鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則等の一部を改正する規則

(鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則の一部改正)

第1条 鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則(昭和36年鹿児島県規則第119号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「職で次に掲げる」を「と知事が人事委員会と協議して認める」に改め、同項各号を削る。

第5条の次に次の1条を加える。

(第3条第1号に規定する職員に適用する場合の読み替え)

第5条の2 第3条第1号に規定する職員に対する前条の規定の適用については、当分の間、同条中「前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年(第3条第4号又は前条第3号に規定する職員にあつては、20年)に達している職員には、初任給調整手当は支給しない」とあるのは、「条例附則第23項において読み替えて適用される条例第8条の3第1項の採用の日から知事が人事委員会と協議して定める期間は、採用の日から49年を経過する日までの期間とする」とする。

第7条の2を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

第7条の2 当分の間、第6条第1項中「、第2条第1項又は」とあるのは「、第2条第1項に規定する職を占める職員にあつては49年、同条」と、「掲げる額」とあるのは「掲げる額(条例第8条の3第1項第1号に掲げる職にある者にあつては、その額に3万円(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第13条第2項に規定する産業医の要件を備えた者にあつては、3万5千円)を加算した額(当該期間が35年以上である者にあつては、3万円(労働安全衛生法第13条第2項に規定する産業医の要件を備えた者にあつては、3万5千円))」とする。

別表第1中

4項職員	
4種	5種
円	円
60,000	30,000
60,000	30,000
60,000	30,000

4項職員
円
60,000
60,000

60,000	30,000
56,500	30,000
53,000	30,000
49,500	30,000
46,000	30,000
42,500	30,000
39,000	30,000
35,500	30,000
32,000	27,000
28,500	24,000
25,000	21,000
21,500	18,000
18,000	15,000
14,500	12,000
11,000	9,000
7,500	6,000
4,000	3,000

を

60,000
56,500
53,000
49,500
46,000
42,500
39,000
35,500
32,000
28,500
25,000
21,500
18,000
14,500
11,000
7,500
4,000

に改め、同表備考3中「、「4種」とは同

条第4項第1号の職を占める職員を、「5種」とは同項第2号の職を占める職員を」を削る。
 別表第2中「第7条の2関係」を「第7条の3関係」に、

4項職員	
4種	5種
円	円
42,000	21,000
42,000	21,000
42,000	21,000
42,000	21,000
39,600	21,000
37,100	21,000
34,700	21,000
32,200	21,000
29,800	21,000
27,300	21,000
24,900	21,000
22,400	18,900
20,000	16,800
17,500	14,700
15,100	12,600
12,600	10,500
10,200	8,400
7,700	6,300
5,300	4,200
2,800	2,100

4項職員	
円	円
42,000	42,000
42,000	42,000
42,000	42,000
39,600	37,100
37,100	34,700
34,700	32,200
32,200	29,800
29,800	27,300
27,300	24,900
24,900	22,400
22,400	20,000
20,000	17,500
17,500	15,100
15,100	12,600
12,600	10,200
10,200	7,700
7,700	5,300
5,300	2,800

に改め、同表備考3を削る。

(鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正)

第2条 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則(昭和44年鹿児島県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「場合」の次に「その他必要があると認める場合」を加え、同項第1号ア

中「100分の124以上100分の322.5」を「100分の122.75以上100分の318.75」に、「100分の146以上100分の382.5」を「100分の144.75以上100分の378.75」に改め、同号イ中「100分の115以上100分の124」を「100分の113.75以上100分の122.75」に、「100分の135以上100分の146」を「100分の133.75以上100分の144.75」に改め、同号ウ及びエ中「100分の106」を「100分の104.75」に、「100分の126」を「100分の124.75」に改め、同項第2号ア中「100分の90以上100分の265」を「100分の88.75以上100分の263.75」に改め、同号イ及びウ中「100分の80」を「100分の78.75」に改める。

第15条第1項第1号中「100分の53.5」を「100分の52.25」に、「100分の64.5」を「100分の63.25」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の51.75」を「100分の50.5」に、「100分の61」を「100分の59.75」に改める。

(初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第3条 初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和60年鹿児島県規則第67号)の一部を次のように改正する。

別表第2アの表中「1級25号給」を「1級29号給」に、「1級15号給」を「1級19号給」に、「1級5号給」を「1級9号給」に、「1級1号給」を「1級5号給」に改める。

別表第2イの表中「2級1号給」を「2級5号給」に、「1級15号給」を「1級19号給」に、「1級5号給」を「1級9号給」に、「2級37号給」を「2級41号給」に、「2級33号給」を「2級37号給」に、「2級13号給」を「2級17号給」に、「1級1号給」を「1級5号給」に改める。

別表第2ウの表中「1級37号給」を「1級41号給」に、「1級13号給」を「1級17号給」に改める。

別表第2エの表中「2級17号給」を「2級21号給」に、「2級5号給」を「2級9号給」に、「2級15号給」を「2級19号給」に、「2級1号給」を「2級5号給」に、「1級11号給」を「1級15号給」に、「1級17号給」を「1級21号給」に、「1級7号給」を「1級11号給」に、「1級1号給」を「1級5号給」に改める。

別表第2オの表中「2級11号給」を「2級15号給」に、「2級5号給」を「2級9号給」に、「2級1号給」を「2級5号給」に、「1級1号給」を「1級5号給」に改め、同表備考3中「2級15号給」を「2級19号給」に、「2級9号給」を「2級13号給」に改める。

別表第2カの表中「3級1号給」を「3級5号給」に、「2級11号給」を「2級15号給」に、「2級1号給」を「2級5号給」に、「1級5号給」を「1級9号給」に改める。

(県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則の一部改正)

第4条 県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則(平成16年鹿児島県規則第42号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「1級37号給」を「1級41号給」に、「1級31号給」を「1級35号給」に、「1級13号給」を「1級17号給」に、「1級1号給」を「1級5号給」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定の施行の日の前日に在職する職員のうち、同条の規定の施行の日以後に新たに職員となった者との均衡上必要があると認められる職員の、同条の規定の施行の日における号給については、知事が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 第4条の規定の施行の日の前日に在職する職員のうち、同条の規定の施行の日以後に新たに職員となった者との均衡上必要があると認められる職員の、同条の規定の施行の日における号給については、知事が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。